

# 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念が明文化されている。	a	
Ⅰ－１－（１）－② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	
Ⅰ－１－（２） 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ－１－（２）－① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	
Ⅰ－１－（２）－② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	

### Ⅰ－２ 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ－２－（１）－① 中・長期計画が策定されている。	a	
Ⅰ－２－（１）－② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	
Ⅰ－２－（２） 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ－２－（２）－① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	
Ⅰ－２－（２）－② 事業計画が職員に周知されている。	a	
Ⅰ－２－（２）－③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	

評価対象II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a	

II-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	

Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	
Ⅱ－２－（２）－② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ－２－（３）－① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	
Ⅱ－２－（３）－② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a	
Ⅱ－２－（３）－③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	
Ⅱ－２－（４） 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ－２－（４）－① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	

Ⅱ－３ 安全管理

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－３－（１）－① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	
Ⅱ－３－（１）－② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a	
Ⅱ－３－（１）－③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	

Ⅱ－４ 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域とのかわりを大切にしている。	a	
Ⅱ－４－（１）－② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	
Ⅱ－４－（１）－③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 必要な社会資源を明確にしている。	a	
Ⅱ－４－（２）－② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	業務にあたって必要な内容などは保育実施要領として整理し全職員に配布しており、保育実施要領は事務室にも常備され、全職員がいつでも確認できるように配慮されている。守るべき倫理や規範などは保育所職員ハンドブックの書面に取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度などの共有に努めている。職員会議や月ごとにテーマを決めた自主学習会で保護者対応などの取り組みを進めている。この他、AED講習や救急救命指導など、子どもたちの安心と安全に繋がる取り組みを行っている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	子どもたちのプライバシー保護については、マニュアルや保育実施要領の中に明示しており、全職員が周知・共通理解をしている。保育所職員ハンドブックを用いて読み合わせを行うなど、職員としての情報の守秘義務についての共通認識を高めている。また、子どもたちの個人記録・資料（児童票等）はファイルで管理し、事務室の鍵のかかる書棚に保管している。
Ⅲ－１－（２） 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者の意向や要望等を把握するため、親子バス遠足、夏祭り、運動会などの行事毎にアンケートを行い、結果を保護者に周知して次年度の行事内容に反映させている。クラス懇談会や個別懇談会、保育参加を通じて把握した意見や要望などは職員会議を通じて共有し、保育活動の改善・工夫に繋げている。また、保護者の要望等には対応できることについてはできるだけ迅速に取り組むように努め、保育所内への掲示や懇談会などを通じて保護者に向けて伝えている。

Ⅲ－１－（３） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	保育所では保護者とのコミュニケーションを大切にしており、送迎時の保護者との会話や気軽に相談に応じることができるように日頃からのコミュニケーションに心がけている。必要に応じて保育参加等の機会に、保護者からの相談を受けるなどの対応を行っている。保護者の意向などはクラス懇談会と個別懇談、行事後のアンケート、日々の会話などから把握している。職員会議などで検討を行い、保育所たより・クラスたよりで報告するとともに掲示をして周知を図っている。また、保護者が意見などを出し易いように、保育所内に意見箱を設置している。
Ⅲ－１－（３）－② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	保育所のしおりの中に「ご意見・ご要望について」の記載を明示し、意見の提出方法、苦情受付担当者・解決責任者・解決総括責任者・市で委託している第三者委員を記載して周知している。また、ご意見・ご要望の受付については、所内の掲示板でも広報している。苦情対応については、市保育課と連携を取り、職員間で対応策を話し合い、解決できるようにしている。
Ⅲ－１－（３）－③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	保護者から寄せられたご意見・ご要望については、朝礼や職員会議で共有し検討を行い、担任や所長が保護者と速やかに話し合い、できるものは迅速に対応するように努めている。保護者会からの提案や申し出なども受け付けており、駐車場の借り上げ、駐輪場の照明設置、トイレの床材改善、3歳児のロッカー購入、保育室の床材改修などの対応を行っている。

Ⅲ－２ サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－２－（１） 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ－２－（１）－① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	保育の計画は、保育課程に基づきクラス別の年間指導計画・月間指導計画・週案が作成されている。年間指導計画は年２回、月間指導計画はクラス単位で、週案は週案会議で話し合っている。週案会議ではクラスの体制を確認したり、週の計画を評価しながら、次週の計画の内容が年齢にふさわしいものになっているのかの話し合いをする機会をもっている。所長を中心にしたメンバーが各保育所を回り、運営や保育の状態を調査したり、保育所独自でも自己評価を行っており、社会福祉施設一般監査の自主点検を行い、評価を行う体制を整備している。保護者参加の行事の後には保護者アンケートを取り、結果をとりまとめて保護者に返している。
Ⅲ－２－（１）－② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	保護者からの意見は行事の実施後にアンケートを行い、職員会議で話し合い、問題点や課題を整理し、年度初めの会議で文章で職員に伝えて確認して、その後の保育活動や行事などに反映・改善している。行事のアンケートは集計し結果を保護者に伝え、必要に応じて改善策も伝えている。週案は掲示し活動内容を保護者に知らせるようにしている。行事のアンケート以外に週案を見ての感想や要望、保育活動に対する要望などのアンケートを取るなどして、幅広く集約する機会をつくり組織としての課題を明確にすることも期待したい。

Ⅲ－２－（２） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（２）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	市が作成した保育実施要領や保育所職員ハンドブックが全職員に配布されている。共通確認事項や早番・遅番の仕事マニュアルが独自に作成され、年度の初めの職員会議の中で議題としてあげられ確認している。
Ⅲ－２－（２）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	年間指導計画は年度の途中と年度末の職員会議で、行事は行事会議で反省と見直しが行われ記録されている。改善点は翌年の指導計画や行事に活かされている。保育所のしおりは年度末の職員会議で見直し・改善をして、新年度に再度確認をしている。保育実施要領は所長会の保育運営部会で見直し・改善を行い、変更部分を差し替えるよう配布されている。
Ⅲ－２－（３） サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	一人ひとりの子どもの姿は個別計画と記録や週間指導計画と実施内容の記録、健康連絡ノートに日常の様子が記録されている。子どもの健康に関する様子については、年２回行われる内科検診・歯科検診は健康の記録と歯科検診表に記録されている。月毎の成長の様子は記入ポイントに基づいてまとめられ、成長の記録に担任が記録することになっている。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	子どもに関する健康の記録や歯科検診表、成長の記録などの情報は個別にファイルされ、まとめて事務室の鍵付きの書庫に厳重に保管されている。各種の書類はファイルマニュアルに基づき、保管・廃棄方法を徹底している。子どものプライバシーや個人情報に関するマニュアルは保育実施要録に明記され、全職員に配布し周知されている。
Ⅲ－２－（３）－③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	家庭での子どもの様子は健康連絡ノートに記入されたり、口頭で聞いた保護者からの情報は、早遅引継ぎ用紙に記入されている。職員会議や未満児会議・以上児会議の中でも個別の子どもの事例を話す機会を持っている。日中の様子は個別計画と記録や週間指導計画と実施内容の記録用紙に記入されたり、早遅引継ぎ用紙に記入され把握している。毎朝８時２０分から朝礼で連絡事項や子どもの情報が確認されており、職員会議でも子どもの様子が報告されることになっている。個々の職員が記録内容を確認しサインを残すなどの検討も期待したい。

Ⅲ－３ サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－３－（１） サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ－３－（１）－① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	市のホームページや広報誌で園の概要などの情報を掲載し提供している。三つ折のパンフレットを作成し、保育所の理念や保育目標や年齢別の一日の過ごし方と共に、年間の行事予定がコンパクトに掲載され見やすくなっている。このパンフレットは見学者や園庭開放利用者に配布されている。見学の連絡があった場合には、子どもの様子がみられる午前中を勧めながら、個別の希望に沿うように配慮し、所長が保育所内を案内している。
Ⅲ－３－（１）－② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	入所の説明会を3月上旬の土曜日に行い、入園のしおりを基に、施設の概要や保育理念・基本方針、保育所で大事にしていることなどの説明をしている。子どもの個別の生育歴などは、個別面談をして把握している。サービス内容の詳細の説明に対して、保護者から説明内容に関する同意を得る仕組みの検討を進める予定である。
Ⅲ－３－（２） サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ－３－（２）－① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内の公立保育所に対しては子どもに関する記録の原本を渡し、私立保育所にはコピーしたものを渡して、継続したかわりができるように配慮している。家庭保育に変更した場合には、保育所としての呼びかけはしていないが行事に参加してくることもあるので、子どもたちと一緒に保育活動を楽しめるようにしている。



Ⅲ－４ サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－４－（１） 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ－４－（１）－① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	入所の申し込みの時に、保育課で面接が行われ保育台帳に記録している。保育所では家庭の状況や予防接種・感染症一覧表、生育暦、健康診断のほかに0歳児は家庭での時系列での過ごし方、授乳や食事、睡眠などの様子を記入し提出してもらい、子どもの生活や個別の状況を把握している。年間の指導計画は年2回の職員会議で評価と反省を行っている。月間指導計画はクラスで評価反省と翌月の計画を記入し提出をしている。週間の指導計画は毎週金曜日に行われる週案会議で話し合われている。
Ⅲ－４－（２） 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－４－（２）－① サービス実施計画を適切に策定している。	a	クラス担任が年間指導計画を立案し年度の初めの職員会議で子どもの年齢や発達を踏まえたものになっているか検討をしている。年度の間と年度末に評価・反省を行い次年度の作成に反映できるようにしている。月間指導計画はクラス担任が立案し、所長・副所長に提出し確認している。週間指導計画はクラスで立案したものを週案会議にかけ、全職員で検討をしている。行事は年度の初めの職員会議で立案し、実施毎に反省を行い、保護者のアンケートを取り、次年度の取り組みに活かしている。
Ⅲ－４－（２）－② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	全ての子どもの月毎の個別計画を作成し、成長が見られたことと、次月の課題の欄に子どもの変化や成長の様子を記録している。また、月間指導計画はクラス毎に作成し反省、評価、次年度への展望を示している。年間指導計画は前期と後期にわけて、職員会議で評価・反省を行っている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	市立保育所共通の理念や保育所の保育目標に基づき、住宅街にあり近隣に公園がたくさんある環境を活かして、子どもの育ちを考慮した保育課程を編成している。毎年度末には職員会議でクラス別の保育の振り返りをすると同時に、保育課程を見直している。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	0歳児保育を清潔で、安全な環境を保障し、一人ひとりが安心して過ごすことができるように、保育室には他のクラスの子どもは入室しないようにしている。床をクッションフロアにし、転倒時のリスクを予防する環境になっている。2人体制でクラス全体の保育を行い、子どもの個別の状態に応じて、丁寧なかかわりを心がけている。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	個別計画が作成され、個別の子どもの姿を基に毎月の目標や保育者の援助や配慮に基づいた保育が行われている。具体的な活動の内容は週間指導計画に立案され、毎週行われる週案会議で検討・調整され、クラスの保育が実施されている。保育課程は全年齢が養護と教育に分かれて立案されているが、1・2歳児の年間指導計画は内容が養護・生活・遊び・環境・食育の項目になっている。保育課程との連続性が反映され、つながりが分かりやすい計画内容となるように検討を期待したい。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	保育課程に基づき年間指導計画が立案され、クラスの活動計画は毎週行われる週案会議で日々の活動案が提案・検討され、週間指導計画に反映されている。個別の子どもの姿に対する目標は個別の指導計画が作成され、保育者の援助や配慮を基に子どもの状態に応じた保育が実施されている。保育所全体で取り組んでいるリズム遊びなどは全クラスで取り組めるように週案会議で検討され毎週行われ、全身を動かすことを通してバランスの取れた身体づくりに取り組んでいる。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a	市の子育て目安「3つのめばえ」（自主性・社会性・学びへの意欲）の目標を基に、3歳児以上での縦割り活動の接続期プログラムが作成されている。それに基づき保育所独自にアプローチ・カリキュラムが作成され、発達の連続性を踏まえた保育が実践できるようにしている。また、元校長の相談員が月1回巡回して、保護者向けに学校に向けての心がまえなどの講話を行っている。年2回年長児が小学校訪問をして、交流や授業見学をする機会をもっている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>各クラスの保育室が食事後に睡眠の場所になることから、部屋のレイアウトを工夫し、落ち着いて食事ができたり、安心して眠れる環境をつくる工夫をしている。共通のチェックリストがあり、月に1回全クラスで保育室や保育が安全に行われているのかを確認している。夏のテラス側からの強い採光を遮る工夫をしたり、4・5歳児はホールで一緒に会食をすることもあり、午睡は3歳児も含めて幼児はホールで行うなどの配慮をしている。クラスの壁画装飾や階段の踊り場に季節感を感じることができる装飾を貼ったり、2階のフロアを活用した絵本の広場があり自由に本を読むことができる環境を作っている。保育室にはおもちゃや絵本が混在して置かれている状態であり、個々のおもちゃを子どもが見て選び・自由に取り出すことができるような常設の遊びのコーナーを充実するなどの検討も期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>基本的な生活習慣が身につくよう、個人差に配慮した個別の指導計画を作成し働きかけている。身の回りのことが自分からできるように、入れ物にマークを付けるなどわかりやすい環境を整備している。年長児が乳児クラスの昼寝後の片づけをしたり、戸外から部屋に入る時のお手伝いをするなどの機会を通して、年長児としての自覚を促す活動がある。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>おもちゃ入れの箱には絵がかいてあり、片付けやすくしたり、置き場所を決めている。遊びの続きをしたい時にはそのまま飾っておくなどの配慮もしている。園庭では砂遊びの道具を自由に出して遊びを楽しむようにし、異年齢の交流ができるようにしている。年長児が協力してお化け屋敷を楽しんだり、人形劇ごっこの遊びに3・4歳児を招待するなど、協力して取り組む活動の機会を大事にしている。また、年長児がお店屋さんごっこで1・2歳児と一緒に楽しむなど、小さい子と触れ合う活動もある。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>近隣の公園や電車を見に散歩に出かけたり、園庭で夏野菜を栽培し給食で食べるなどの楽しみを大事にしている。カブトムシが大きくなるのをクラス全員で見守ったり、カタツムリを卵から育てるなど、秋には農家に芋ほりに行ったり、消防署を見学するなど、自然や社会に触れる機会をもっている。広い園庭にいる虫を探すことに熱中する子どもの姿を見守りながら、興味や関心を広げられるように図鑑を用意するなどの工夫をしたり、生き物を飼育するなど身近な自然とかかわる機会を作っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの年齢に合った絵本や紙芝居の読み聞かせはクラス毎に毎日行い、豊かな言葉に触れる環境や感性を育てることを大事にしている。親子で絵本に触れる機会を大切にしたいとの思いで保育所文庫を整備し、絵本の貸し出しをしている。毎週木曜日に貸し出し、翌週明けに返却することになっていて、28～30の家庭が借りるなど好評である。他にはクラス文庫もあり、貸し出しも行っている。また、クレヨンや粘土などが自由に使えたり季節の壁画の作成では、様々な素材が活かされ個性ある作品ができ上がるなど、活動を楽しむ子どもの姿が見られる。</p>

A-1-(3) 職員の資質向上		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画の反省は前期と後期の年2回行われ、前期の反省が後期に活かされ後期の反省は翌年の計画立案時に活かされている。週間指導計画の評価・反省は毎日の保育実施内容の記録者が保育を振り返り記入することになっている。各種研修や指名研修、保育内容別研修会に参加することで保育活動の向上に繋げている。研修受講者の職場に活かしたいことや行動指針と決意が記入された報告書が保育所内で回覧され、閲覧者から研修参加者へのメッセージが添えられるなど、専門性の向上や保育の改善につなげようとする仕組みがある。また、能力・意欲評価シートがあり、自己チェックと自己評価を年1回行うことになっている</p>

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの個別の様子は乳児は健康連絡ノート、幼児は健康連絡ノートで把握し個別の状態にあった配慮ができるようにしている。月の個別計画を作成し、きめ細かく子どもの成長の様子を把握し、次月の課題に繋げている。日々の保育の様子は掲示して保護者に知らせると共に、保育の実施内容に記録されている。その記録はクラス全体の子どもの様子になっているが、子ども一人ひとりの保育活動の様子を記述する日誌の書き方の工夫なども進めることで、さらに子どもへの援助が具体的になるとと思われる。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>配慮が必要な子どもの保育にあたっては、個々の子どもの発達に合わせた保育が実施できるように配慮している。巡回心理相談やOT巡回指導など専門機関の指導を受け実施している。気になる子については保育所内でケース会議を開き、かかわり方や保育の方法について職員間で意見を出し合い、統一した配慮ができるようにしている。また、研修に出かけるなどして学ぶ機会をもち、知識を共有できるようにしている。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>長時間の保育を実施する際には正規職員以外に時間外の職員が多く配置され、安全な環境でゆったりと過ごせるようにしている。夕方は5時になると幼児クラスの子はホールでの保育になり、その後1・2歳児が合流して保育が行われている。0歳児は最後まで保育室でお迎えを待つように配慮している。必要に応じて水分補給ができるようにしており、時間外で使うおもちゃはホールの押入れにあり、自由に出して遊ぶことができる。時間外保育日誌があり、朝夕の子どもの人数と一番初めの登所時間と最後の降所時間を記入することになっている。朝夕の時間も保育の時間なので、子どもたちがどんな遊びをしていたのかの記録をするなどを通して、遊びの連続性を把握する工夫の検討も期待したい。</p>

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>毎日の子ども一人ひとりの健康状態は、毎朝の受け入れ時の視診や家庭での様子が記入され、乳児は健康連絡ノート、幼児は睡眠・朝食・排便・体温・薬などを記入することになっている健康連絡ノートと口頭での連絡を基に把握している。入所時に提出してもらった既往歴や、健康記録などを活用するなどして把握に努めている。薬は原則としては預からないことになっているが、やむをえず持参する場合の手続きが入園のしおりに記載されている。年2回行われる内科健診や歯科検診と共に、未満児は毎月・以上児は隔月で身体計測が行われ、健康の記録・歯科検診表・発達の記録欄に記録され把握され、保護者にも知らされている。感染症が発症した場合には、クラス掲示の他に玄関と2階階段上の掲示板に掲示をして情報の提供をしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児以上のクラスでは異年齢の縦割りグループを作り、メンバーを固定して誕生会や行事の会食を楽しんでいる。年間のクッキング保育計画があり、よもぎ団子づくりや秋には収穫したさつまいもを使って、いも汁をつくるなど作ることから食べることを楽しむ経験をすることができる。牛乳パックを活用して赤かぶやゴーヤを育てたり、テーブルに花を飾って楽しく食べる雰囲気味わうなどの工夫をしている。お楽しみ会ではランチョンマットを使っての会食も行われている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>毎月市内の保育所の調理師が参加して行われる給食研究会で、献立内容の検討が行われている。子どもの喫食状況の把握は、検食簿の特記事項の欄に3歳以上・0歳・1歳・2歳クラスの順に記録することになっており、それを基に給食検討会が開催されている。毎日の給食は子どもの体調や喫食状況を把握し情報交換をして、味付けや刻みなどの調理方法に反映し提供するようにしており、子どもたちの食べることへの関心につなげる盛り付けなどの工夫がなされている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>全ての子どもを対象に行われる年2回の内科の健康診断や歯科検診の結果は健康の記録や歯科検診表に記録され、連絡ノートやお知らせなどを通して保護者に伝えられている。歯磨き指導は年長児対象に行い、指導後は歯ブラシを持参して食後に歯磨きを実施している。</p>
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入所時に食物アレルギーなどの疾患について把握し、医師の指示の基に実施している。毎月1回保護者と共にアレルギー献立会議を行い、除去・代替の実施内容を確認している。誤食のないように席を決め、名前のプレート・別の食器を用いて提供するなどのきめ細かい配慮をしている。保護者には半年に1回主治医の診断をしてもらい、除去内容に変更がないかの確認をしてもらっている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>衛生管理マニュアルが整備され、調理の手順や手洗いの手順などが記載されおり、それに基づき衛生管理点検表で健康状態や服装・身だしなみ・手洗い状態などの点検を行い、個別にチェックすることになっている。また、食材や調理器具、設備なども常に清潔に管理し、衛生状態に配慮する体制が整えられている。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	保護者に毎月の献立表や離乳食献立表、給食だよりを配布している。毎日の乳児の連絡ノートには家庭の食事の献立内容が記載され、幼児の健康連絡ノートでは朝食の内容を記載してもらうようになっており、子どもの食の状況が把握できるようになっている。毎日の献立内容はサンプルを掲示し量や盛り付けの仕方などを見てもらい、子どもと食の話題ができるようにしている。クラス毎に2～3ヶ月の枠を取って実施している保育参加の時に給食試食の機会を提供し、食に対する理解を深めてもらう機会としている。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	懇談会を通して保護者からの意見や要望などを聞き取るように努め、未満児の保護者には個別に話をする機会を設けている。また、送迎時にはできるだけ保護者と直接話す機会を作るようにして、コミュニケーションを図るように心がけている。健康連絡ノートに記載された子どもの状況や相談事にはその日のうちに応える対応を心がけ、不安や悩みの軽減に努め、気持ちに寄り添った支援ができるようなかかわりをしている。幼児クラスでは日々の活動内容をクラス毎に手書きの掲示にして知らせ、子どもの様子がわかるようにしている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a	毎月の園便り（かざぐるま）やクラス便りを発行し、月の目標や歌、行事予定を知らせている、年に4回のクラス懇談会があり、年度の初めにはクラスの様子や生活や遊びなどを基にした年間の目標を資料にして保護者に配布して子どもの発達の様子を伝えたり、グループ懇談で乳児のテレビ視聴について話し合うなど、共通理解を得る機会を設けるようにしている。懇談会の年間予定の中には保育参加と個人面談もあり、保護者と育児について話す機会をもっている。個人面談が実施され、家庭状況や個別の問題に答える機会があり、個別の対応をきめ細かく行うために職員間での共有ができるよう面談の記録が残されている。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待対応のマニュアルが市として作成され、それに基づいて対応することになっている。日常では子どもや保護者の変化に十分注意するようにしている。虐待が疑われるケースがある場合には、関係機関と連携する体制を整備している。虐待の研修は全職員が受講していないので、打ち合わせでマニュアルを読み合わせるなどして、早期発見の知識を共有できる機会を作る検討も期待したい。